

氏名	石井米雄 いし い よね お
学位の種類	法学博士
学位記番号	論法博第46号
学位授与の日付	昭和55年1月23日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	上座部仏教の政治社会学 —国教の構造—

(主査)
論文調査委員 教授 福島徳寿郎 教授 勝田吉太郎 教授 上山安敏

論文内容の要旨

本論文は、タイ国における仏教と社会および国家との関係を解明した政治社会学的、歴史学的研究を中心としたもので、本論二部および附論からなる。本論第一部は理論的考察に、第二部は歴史的事例研究にあてられており、附論には、タイ仏教研究のための基本的な基礎資料が収録されている。

本論、第一部「序論的考察—国教の構造—」では、タイにおける仏教・社会・国家の構造的・機能的連関の特質を解明しつつ、南方上座部仏教の存在形態についての一般的モデルの構築が試みられる。第一章「サンガと社会」においては、サンガの諸機能の考察を通して、上座部仏教の社会的存在構造が分析されている。上座部仏教は、サンガを結節点とする、1) 出家、2) タン・ブン（積善功德）、3) 日常生活における呪術、4) 文化的価値の創造・伝承と教育機能の四つの下位体系によって構成された、一つの社会体系として把握できることが明らかにされる。

上座部仏教の根本原理は、輪廻の生存の超克（彼岸の世界への志向）を目標とする自力救済を内容とするものである。第一の下位体系たる出家は、正統的教理の論理的帰結として現われる仏教の発現形態であり、これら出家者に修業のための超俗的環境を与えるものがサンガである。この下位体系におけるサンガの機能は、出家者に超俗の修業環境を提供する「相互受益組織体」としてのそれであり、正統的教理の嗣続者としての機能をもつ。しかし、サンガは解脱のための清浄行を専念実践する場であり、非生産的的社会であるために、その存在は、本来、世俗の世界からの支持を不可欠とする。

第二の下位体系に属するタン・ブンは、仏教の民衆の受容形態である。タイの一般民衆の関心は、輪廻の生存の超克よりも、むしろ此岸の世界における相対的地位の上昇に向けられている。彼らは、サンガを至上の「福田」—すべて世間における比類のない福が増すところ—とする信仰に導かれて、サンガへの供養、布施が彼らの願望達成に最も効果的な手段であると信じ、サンガに対するタン・ブンを行なう。タン・ブンは、本来エリート志向の上座部仏教を民衆と接合する回路としての役割を果たすとともに、非生産的サンガがその超俗性を維持しつつ、新成員を補充して、その存在を続けていくうえで重要な意味をもつ。

出家とタン・ブンは、いずれも救済論の分野に属するものであるが、タイ仏教は、民衆の側からの日常

生活における問題解決、不安解消のための呪術的要求に応えるための様々の機構をも内蔵している。これが第三の下位体系、仏教と呪術の接点に位置する仏教呪術である。タイ仏教徒が行なう攘災招福のための呪術は、いずれも「聖性をもつ存在」としてのサンガに呪力の源泉が求められている点に特徴が見られる。仏教サンガは、正統的教理の嗣統者として機能しつつ、一方においては、仏教の建前と相容れない民衆の呪術的要求をも充足している。

第四の下位体系は、サンガが伝統社会における知的エリートの集団であったという歴史的事実の結果として現われたもので、サンガの教育機能は、タン・ブンとならんで、サンガに対する一般社会からの成員の補充回路としても重要である。近代化の進展にともない、これらの諸機能は世俗的諸制度によって代替されつつあるが、これが他の三つの下位体系を補充してサンガの威信を高め、仏教の盛栄に寄与したという事実、そして、現在もなおこうした諸機能を完全に失ってはいないという事実は、注目に価する。

第二章「サンガと国家」では、国王は仏教徒であり、仏教の至高の擁護者でなければならないという、タイ国諸憲法の規定の背後にあるタイ社会の論理の解明を通して、上座部仏教の政治的存在構造が考察される。タイにおいては、国王がサンガを支え、サンガは正法を嗣統し、正法は国王による支配の正統性原理として機能する、という構造的連関が認められることを明らかにする。

タイ社会においては、仏教は「タイ民族という概念に内在した宗教」であり、仏教徒であることはタイ人としての資質の一部である、と考えられている。また、国王が国民を代表する仏教徒であり、国王は仏教の至高の擁護者としてつねに仏教の繁栄を念願するという観念は、タイにおける伝統的価値観の機軸をなしている。前述したタイ国憲法の規定は、タイ社会の政治文化の中核をなす、このような国王観に法律的表現を与えたものに過ぎない。ところで、在家者として至高の地位にある国王は、つねに在家信徒の先頭に立って崇仏の範を民衆に顕示すべき存在である。国王の垂範的な崇仏行為、サンガに対する各種の支持行為は、民衆によるサンガ支持の拡大に寄与し、サンガの繁栄を可能にすることによって、ブッダの説示した正法の存続に貢献する。

一方、「ダンマをもって統治する王」あるいは「正法王」という名称は、古来、タイ国王の呼称としてしばしば用いられているところであり、タイにおいては仏教的意味における法ないし正法による統治が理想の統治とされてきた。タイにおける伝統的支配の正統性は正法に依拠しており、正法こそは国王による支配の正当性原理を示すものである。かくして、国王、正法、サンガを結ぶ構造的連関が明らかとなる。すなわち、国王支配の正統性原理をなす正法は、正しく持戒する出家者達によって嗣統され、出家者達の持戒は、清浄なるサンガによって確保され、国王による擁護は、サンガの清浄性確保の基礎的条件をつくる。これがタイ仏教の政治的な存在構造である。このような構造連関をもつ国家を「仏教国家」と呼ぶならば、タイはその一典型を示すものである。また、タイ仏教にみられるような集団形態をとる宗教集団は「仏教的エクレンシア」として把握できる。

上座部仏教は、十二世紀から十三世紀初頭にかけてタイに伝えられ、すでに十三、四世紀のスコタイ時代以来、国王権力の強い影響下におかれていた。第二部「サンガ・国家・社会—歴史のなかの仏教—」においては、第一部で提示された枠組の中で、タイ仏教史にあらわれた様々の歴史的事件の点検が試みられる。

第一章「スコータイ期における王権とサンガ」、第二章「アユタヤ・ラタナコーシン期における王権とサンガ」では、十三、四世紀の各種の碑文や、十八、九世紀の布告、勅令、結集史、僧位録等の分析を通して、仏教受容の背景と伝来の経路、十三世紀以降における王権とサンガの関係、王権によるサンガ擁護の意味と内容が考察される。国王のサンガ擁護には二つの側面、すなわちサンガの保護・育成という支援的側面と、サンガの清浄性回復のための統制的側面があり、タイにおいては、古くから、サンガの自己浄化機能が損われた時には、国王はその浄化に協力すべきものとする慣行が存在し、また、サンガの側も、しばしば世俗的権力の抑制的な介入と積極的な庇護を求め、国王の支援の下にその繁栄を維持してきたことが詳述される。

タイ王制は、前世紀末から今世紀初頭の二十年余りの間に、全国的な統治体制の確立に成功した。本来「世俗的秩序」に属するこの政治変革は、すぐれて「仏教的秩序」に属するサンガにとっても無縁のものではなかった。第三章「タイにおける仏教エクレンシアの成立」においては、「ラタナコーシン暦一二一年サンガ統治法」（一九〇二）の下における、サンガの全国的統制機構の整備、サンガ組織の官僚制化の展開、王権によるサンガへの加入規制の強化、国家による「教理試験」導入による正統的教理の確立等の史的過程とその内容が分析される。これらの過程は、仏教による国家の強化、タイ仏教の国家的エクレンシアの制度化の進展をもたらしたが、反面、僧侶の個人的資質にもとづく「個人カリスマ」を否定し、「官職カリスマ」のみが民衆の信仰の支点となる状況を生み出し、タイ仏教の精気を失わせる原因となったことが明らかにされる。第四章「『教法試験』制度の成立とその意義」では、国家的エクレンシアの確立に大きく寄与した教法試験制度の改革過程とその内容が考察され、この制度が僧侶の徴兵免除と関連して国家行政に編入された経緯、この制度がサンガ官僚機構ならびに正法の教育と研究に与えた影響が詳細に分析される。第五章「民主主義体制下における『サンガ統治法』とその変遷」では、一九三二年の立憲革命を指導したピブーン治下の「仏暦二四八四年サンガ法」（一九四一）によって導入された三権分立的サンガ組織が、教派の対立抗争によるサンガ行政の混乱と国権の介入を招き、やがて国家開発を最重点政策とするサリットの下で、「仏暦二五〇五年サンガ法」（一九六二）によって集権的サンガ組織に改組され、サンガが、政治状況の変動に左右されながら、国家への従属を強めていく過程が明らかにされる。

第六章「国民統合とサンガの役割」においては、タイにおける複雑な少数民族の構成と、これに対するタイ政府の多様な政策方針を分析して、仏教がタイの国民統合に果している役割を明らかにする。近年、タイ政府は、国民の大多数を占める仏教徒の「根源的愛着心」が国王と仏教の相即不離の関係にあることに着目し、全国的な地域開発計画や北部・西北部山地民の仏教化による統合政策に僧侶やサンガの協力を要請していること、またサンガの側も、その世俗的威信回復のためにこれに積極的に協力していることが詳述されている。第七章「タイ・ナショナルリズムと仏教」では、西欧のインパクトに対してタイ仏教の純化を目指したモンクット親王のタマユット運動。すぐれて西欧的な教養の持主でしかも熱心な仏教擁護者であった皇太子ワチラウットの思想と行動、民族・仏教・国王の三つをタイ国体の根本理念とする「ラック・タイ」（タイ的原理）を理想としたサリットの統治原則、これらの事例の分析を通して、仏教は、国王とならんで、エリート主導のタイ・ナショナルリズムにおけるシンボルとして、最も有効に機能してきたことを明らかにする。第八章「タイ国における千年王国運動」では、主に東北タイに発生したこの運動は、

タイ・ラーオ系民族の被抑圧感，社会的疎外感，恒常的貧困，通俗仏教文学による思想を主因とし，政府の強制的中央集権化に対する反撥が相乗的に作用して生じた現象であり，仏教の中にも，社会統合にとって負の機能を果しうる要素が内包されていることを示すものとして，注目されることが明らかにされる。

附論の第一部には，本研究の基礎をなす諸文献を中心に，タイ仏教研究のための基本的な文献資料の解題が収録されており，第二部では，サンガ法関係の重要法令の全訳とあわせて，イスラーム関係の法令の邦訳をも収録して，サンガ法の性格を側面から浮かび上げることが試みられている。

論文審査の結果の要旨

本論文は，宗教が国家ならびに社会の理解にとって重要な意義をもつ東南アジアにおける民族・国家・宗教の構造的・機能的連関を解明し，政治学の重要な課題領域に属する国家と宗教の問題について実証的考察を試みた先導的研究である点に，すぐれた特色と価値が認められる。

本論第一部は，「序論的考察」と題されているが，本論文の中核をなすものであり，具体的事例をタイ仏教に求めながら，南方上座部仏教の社会構造ならびに政治的構造を考察するための，理論的枠組の構築を試みたものである。仏教と社会の関係に関しては，タイ仏教のもつ相矛盾する宗教的，世俗的諸機能を巧みに整理して，仏教の正統的教理とその民衆の受容形感，さらに民衆の日常生活における呪術的要求，および文化の創造・伝承と教育活動の諸機能がサンガにおいて相補的に連結される構造モデルを提示する。仏教と国家との関係については，支配の正統性確保という国家的要請と，正法の護持という仏教的伝統の相依関係の分析を通して，正法を媒介とする，世俗的権力とサンガの相即不離の構造的連関が示される。

これらの理論モデルは，いずれも南方上座部仏教全般についての研究のための枠組として構築されたもので，その視野においてすこぶる野心的なものであり，その有効性は，第二部の歴史的事例研究において十分に検証されている，といえる。わが国ではなお未開拓の分野である国家と宗教との関係についての実証的研究のための啓発的な視点を提示したものとして注目される。

第二部の歴史的事例研究では，まずスコータイ期（十三，四世紀）における仏教受容の経過ならびに王権＝仏教関係を考察したのち，タイにおける世俗的権力の主要な発展段階に即して，タイ・サンガが正法の嗣続者としての伝統を保持しながら，世俗的権力の変動の中で，その統制への従属を強めて行く過程を解明するとともに，国民統合ならびにタイ・ナショナリズムにおける仏教の政治機能をその正・負の両面において明らかにする。タイにおける国家＝仏教関係が，二つの制度領域の相互関係だけではなく，仏教の政治機能にも着目して，周到な用意の下に多面的に解明されている，といえる。

それぞれの事例研究においては，十三，四世紀の碑文をはじめ，勅令，結集史，僧位録等の豊富な原史料を駆使し，随所に宗教社会学的な考察を加えた，オリジナルな分析が展開されている。各事例研究は，いずれもタイ仏教の社会的ならびに政治的存在形態の究明に収斂されている。

タイの言語，文化，歴史，社会等に関する該博な知識に基礎づけられた第二部の諸論考は，タイにおける国家＝仏教関係史の研究であるとともに，タイ仏教のすぐれて政治社会学的な研究である。わが国では，南方仏教，とりわけその政治的側面の社会学的な考察はようやく緒についたところであり，本論文は，この領域における先駆的な業績として高く評価される。

本論文は、国家と宗教との関係に関する実証的理論研究の点において、また、タイ仏教の歴史的ならびに社会科学的分析の点においても、斯学に寄与するところが大きい。

よって、本論文は、法学博士の学位論文として価値あるものと認める。